

福井県家庭教育支援条例（仮称）骨子案 へのご意見および対応（案）

ご意見の要旨	対応（案）
<p>「2 用語の定義」に関するご意見</p>	
<p>「就学前教育」の語は一般的に使われるが、「就学」は学校に入る意味であり、幼稚園や認定こども園も学校となり、法的用語として不適切である。「小学校入学前(の)教育」「小学校就学の始期に達するまでの教育」とすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「2 用語の定義」において『「就学前教育」とは、小学校就学の始期に達するまでの者に対する教育をいう』と明記いたします。</p>
<p>「就学前教育」とあるが、「小学校前教育」としたほうが良い。</p>	
<p>「3 基本理念」に関するご意見</p>	
<p>諸法令の規定なども含め、しっかりとした作りになっているが、留意事項的な項目ができるなら、以下の点について加味してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育で育成されるものが教育の重要な部分</li> <li>・児童虐待、ネグレクト、子どもの貧困など家庭教育の問題が顕在化</li> <li>・自閉症スペクトラムや高知能（ギフテッド）の子どもへの対応など<b>特別支援教育が重要</b></li> </ul>	<p>ご意見のとおり、家庭教育において育成される教育が重要と考えます。骨子案においては、「3 基本理念(1)(4)」において「<b>家庭が、教育の原点であって、すべての教育の出発点</b>」、「<b>幼少期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの</b>」と規定しております。</p> <p>また、家庭教育の支援において、児童虐待や子どもの貧困などの家庭内の問題や、特別支援教育への配慮も必要になってくることから、「3 基本理念(3)」において「<b>一人一人の子どものかげがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に配慮</b>」した家庭教育の支援について明記しております。</p>
<p>学校教育等との連携を考えるにあたり、そのあり方や方向性が変化していることから、自治体としての公教育の考え方を再確認し、理念的な方向性（哲学）を盛り込むべきではないか。<b>価値観が多様化し、様々な家庭環境に配慮されるもの</b>と思うが、みんな違っていいことが守られるためにも、その前提となって下支えするような、<b>県としての指針（包括的な方向性・理念・哲学）が必要</b>。また、<b>子どもの権利条約に関することも共有</b>すべき。</p>	<p><b>条例の策定過程において教育庁と協議しており、骨子案の「3 基本理念(3)」において家庭教育の支援に関する県の方向性を示しています。</b>ご意見にある「多様性」に関しては、基本理念において「<b>一人一人の子どものかげがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に配慮</b>」とし、「4 県の責務」において、「<b>保護者および子どもの障がいの状況、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に十分配慮する</b>」と明記したほか、「<b>16 多様な家庭環境への配慮した支援</b>」を規定しています。</p> <p>また、「<b>子どもの権利条約</b>」の理念は児童福祉法に規定されており、一般論として法律と同趣旨の規定を条例において規定することはないため、全てを明記していませんが、<b>基本理念において「一人一人の子どものかげがえのない個性を尊重する」と明記するなどその理念を共有</b>しております。</p>

福井県家庭教育支援条例（仮称）骨子案 へのご意見および対応（案）

ご意見の要旨	対応（案）
<p>「14 就学前教育の充実」に関するご意見</p>	
<p>就学前教育の充実、幼少期における家庭教育の充実を強調していることに違和感を覚える。大事なことではあるが、就学前、幼少期は愛着（親子の心のつながり、ふれあい）を大事にすることがより重要ではないか。就学前教育、幼少期の家庭教育という言葉からは少し違ったものを感じる。特に、「(3)幼稚園等は保護者と連携し、および協力して、家庭における就学前教育の充実に努めるものとする」からは、勉学（知識教育）を薦めるべきと感じる。</p>	<p>ご意見のとおり、幼少期は親子の心のつながり、ふれあいが重要であることから、骨子案では、「7 保護者の責務および役割」において「保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成および心身の調和のとれた発達を図る」こととしています。</p> <p>また、就学前教育は子どもの人格形成にとって重要であることから「14 就学前教育」として明記していますが、勉学（知識教育）に限ったものとして規定するものではありません。</p>
<p>「学習環境の整備」「学習機会の提供」という文言について、これを読んだ保護者が、学習という文言を、能育・英語教育などの早期教育、知育玩具、幼児対象の塾、家庭で勉強を教えなければならぬ等の知育教育と勘違いされる危険がある。子どもが自ら考え、判断し、行動できるような環境を用意し、その中で子どもを思いきり遊ばせることこそ幼児教育であり、家庭でも一方的に教え込む教育ではなく、家族の深い愛情の中で、心を通わせ人を信頼し自己肯定感や意欲、やり遂げようとする力など、いわゆる社会情動的スキル・非認知能力を育てることが大事ということが伝わるような文言にしていきたい。</p>	<p>幼児教育（就学前教育）についてはご意見のとおりと考えており、その前提として「7 保護者の責務および役割」において「保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成および心身の調和のとれた発達を図る」と規定しています。</p> <p>ここでは、こういった就学前教育を充実させるための県や幼稚園の責務等を規定しており、知識偏重の教育を推進するものではありません。</p>
<p>施策等に関するご意見</p>	
<p>インターネットやSNSに対する向き合い方を支える取り組みが重要である。</p>	<p>今後の家庭教育支援に関する施策の議論において参考とさせていただきます。</p>
<p>児童虐待・ネグレクト・子どもの貧困などが問題になっている。保護者の方は、子どもに愛情を持って接すること。子育てをひとりで頑張らず、子育ての悩みを祖父母、地域の支援センター、保育園・子ども園の先生に相談するなど、地域全体で子どもたちの成長を見守っていけるようにすると良い。</p>	<p>ご意見のとおり、児童虐待、ネグレクト、子どもの貧困については重要な問題であります。本条例の骨子案では、「7 保護者の責務および役割」において「保護者は、子どもに愛情をもって接」することとしているほか、「8 祖父母の役割」、「10 地域の役割」において祖父母や地域が保護者と連携協力する旨を規定しており、今後も必要な施策について議論を行っていきます。</p>